

高砂市見守りカメラの設置及び管理運用について（案）

本市では、自治会等の地域団体による防犯カメラの設置を促進し、地域の安全安心まちづくり活動を防犯設備面から支援することを目的に、地域見守り防犯カメラ設置補助事業を実施してきました。また、市が所有又は管理する施設においても、犯罪の予防等を目的として必要に応じ、防犯カメラを設置してきました。

今回、新たに地域団体等による通学路の見守り活動を補完し、登下校時のみならず日常生活における子どもの安全確保の強化を図るため、市が通学路や学校周辺等を中心に見守りカメラを設置し、市が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪の起こりにくい安全・安心のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

1 見守りカメラとは

公共の場所（不特定多数の者が自由に通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の屋外の場所）を継続的に撮影するため、市が学童の通学路や学校周辺等を中心に設置する撮影装置を見守りカメラといいます。

専ら市の施設又は備品の管理を目的として設置されたものは含みません。



2 設置場所

通学路、学校周辺、不審者情報・事件発生箇所など

※ 警察をはじめ、学校や地域の諸団体の方々の協力を得ながら設置場所を決定します。



3 設置台数

市内全体で500台（上限）

※ 学童の通学路延長や市内8地区の人口・面積等の地域状況を勘案して設置台数を決定します。

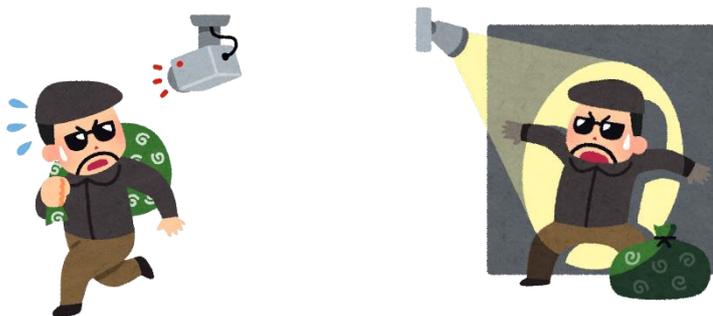
4 設置及び管理運用の目的

市は、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他市民生活の安全の確保を目的として、見守りカメラを設置し、撮影します。

ア 犯罪の抑止（見守りカメラの設置を明示することによって、犯罪を抑止します。）

イ 事件等の早期解決（撮影された画像個人情報を捜査機関に提供することで、事件等の早期解決に協力します。）

ウ 市民生活の安全の確保（捜査機関による行方不明者の捜索などに役立ちます。）



5 設置及び管理運用に係る基本的な考え方

見守りカメラの設置及び管理運用に際しては、次の内容を基本原則とします。

ア 見守りカメラの有効性が最大限に発揮されるように効果的に設置します。

イ 見守りカメラの設置目的を効果的に達成する観点から、一定の期間ごとにその設置場所等を見直します。

ウ 見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、個人の肖像権やプライバシーに対して十分な配慮をします。

エ 市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、関係する団体又は機関との連携を図ります。



6 見守りカメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示

見守りカメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示等については、個人情報保護に関する法律に基づき適正に対応します。

【画像個人情報の外部提供の例】

- ア 法令に基づく場合（民事訴訟法第 223 条に基づく裁判所からの文書提出命令や裁判官が発行する令状に基づくとき）
- イ 本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合（捜査機関による行方不明者の捜索を行うとき）

【外部提供に該当し得る例】

- ・ 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき（刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会書等に回答するとき）

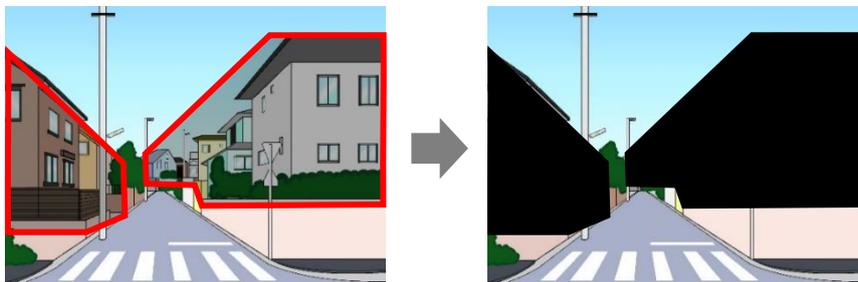
なお、地域が抱える様々な問題（例えば「落書き」や「ごみの出し方・マナーが悪い」、「ペットのふん害」など）については、捜査機関が犯罪に当たると判断し、画像データの提供要請があり市が必要と認める場合に、撮影された画像データを提供します。

- | | |
|---------------|------------|
| （例）落書きなど | → 軽犯罪法違反 |
| ごみの出し方・マナーが悪い | → 廃棄物処理法違反 |
| ペットの飼い主のマナー問題 | → 廃棄物処理法違反 |



【開示請求についての考え方】

見守りカメラの設置目的に鑑み、開示することで、撮影している方向やプライバシーマスク加工（モザイク加工）の位置が判明することにより死角が明らかになり、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると考えるため、個人情報保護に関する法律に基づく開示請求に対しては、不開示とします。



7 運用状況の公表

毎年度、見守りカメラの運用状況（設置場所、設置台数、画像個人情報の外部提供件数など）を公表します。

